

船舶事故調査報告書

令和元年10月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

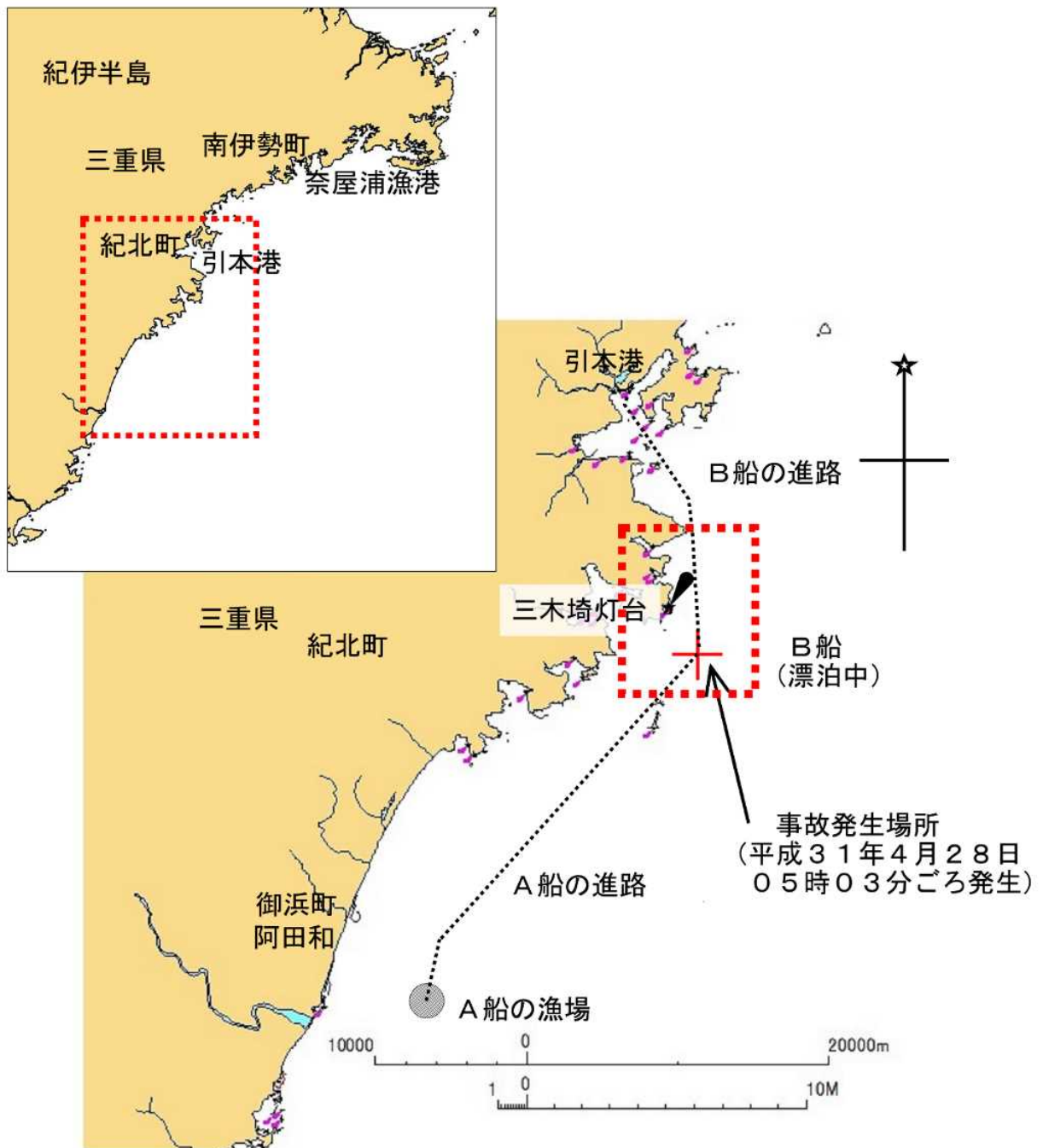
事故種類	衝突
発生日時	平成31年4月28日 05時03分ごろ
発生場所	三重県紀北町三木崎南東方沖 三木崎灯台から真方位148° 2.1海里（M）付近 （概位 北緯33° 56.0′ 東経136° 18.0′）
事故の概要	漁船第十五長栄丸は、北東進中、また、漁船松永丸は、漂泊中、両船が衝突した。 松永丸は、船長が負傷し、右舷中央部外板の破口等を生じ、また、第十五長栄丸は、船首部に破口等を生じた。
事故調査の経過	令和元年5月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第十五長栄丸、19トン ME2-5692（漁船登録番号）、有限会社丸久水産（A社） 25.40m×4.38m×1.85m、FRP ディーゼル機関、670kW、平成12年7月12日 第243-34013号（船舶検査済票の番号） B 漁船 松永丸、2.93トン ME3-50072（漁船登録番号）、個人所有 8.84m（Lr）×2.16m×0.70m、FRP ディーゼル機関、147kW、昭和57年6月25日 第243-40810号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年4月5日 免許証交付日 平成31年3月5日 （令和6年4月4日まで有効） 機関長A 男性 45歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年1月29日 免許証交付日 平成29年3月13日 （令和5年1月28日まで有効）

	<p>B 船長B 男性 52歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年4月13日 免許証交付日 平成27年2月16日 (令和2年4月12日まで有効)</p>
死傷者等	<p>A なし B 軽傷 1人(船長B)</p>
損傷	<p>A 船首部に破口及び凹損を伴う擦過傷 B 右舷中央部外板に破口、操舵室に破損</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、水温 約19℃ 日出時刻：05時10分ごろ</p>
事故の経過	<p>A船は、船長A及び機関長Aが乗り組み、まぐろ巻き網漁の船団の灯船として操業を行う目的で、平成31年4月27日17時30分ごろ三重県御浜町東方沖の漁場に向けて三重県南伊勢町奈屋浦漁港を出航し、2回の操業を終えて28日04時00分ごろ帰航の途についてた。</p> <p>A船は、船長Aが機関長Aに船橋当直を任せ、操舵室後部に備えた寝台に横になって休息をとることにし、機関長Aが、操舵室前部右舷側の操縦席に腰を掛けて単独の船橋当直につき、奈屋浦南方沖に向けて、主機を半速力前進にかけ、約13ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で自動操舵により北東進した。</p> <p>機関長Aは、8Mレンジとした1号レーダー及び1.5Mレンジとした2号レーダー並びにGPSプロッターをそれぞれ作動させて船橋当直に当たり、04時46分ごろスマートフォンで僚船の友人とメッセージのやり取りを始めた後、1号レーダー及び目視により左舷船首方2MにB船を含む漁船4隻を認めた。</p> <p>機関長Aは、05時00分ごろ、1号レーダーの映像を時折見ているものの、前路に支障となる船はないと思い、友人とスマートフォンでメッセージのやり取りを行いながら船橋当直を続けた。</p> <p>機関長Aは、針路及び速力を保持して北東進中、05時03分ごろ、ドンという音とともに漂流物に当たったような衝撃を感じて前方を見たところ、横倒しとなったB船に乗り揚がって停止したことを知った。</p> <p>機関長Aは、直ちに主機を後進に掛けて後退させるとともに、衝撃を感じて起きてきた船長AにB船と衝突したことを伝え、船長Aに操船を替わってもらうよう要請し、落水した船長Bを救助する目的で船首部に向かった。</p> <p>船長Aは、B船の船首部にA船の左舷船首部を着け、また、機関長Aは、B船に自力で這い上がった船長BをA船の前部甲板に引き揚</p>

	<p>げ、移乗させた。</p> <p>船長Aは、船長Bが身体の痛みを訴えるので、05時23分ごろ119番通報により救急車を要請し、僚船及び船舶所有会社に本事故の発生を知らせるとともに船舶所有会社を通じて海上保安庁に本事故発生の通報を行った後、船長Bを尾鷲港の岸壁に移送した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、けんけん漁を行う目的で、28日03時50分ごろ、僚船と共に三木埼南方沖の漁場に向けて三重県紀北町引本港の係留地を出航した。</p> <p>船長Bは、操舵室で立って船橋当直に当たり、主機を全速力前進として約8knの速力で南南東進した後、04時55分ごろ漁場に達したので主機を中立運転とし、船首を南南東方に向けて漂泊を開始するとともに、右舷方約2Mのところ左方に向けて北東進するA船を認め、操業の準備を行う目的で、前部甲板に赴き、長さ約8mの竿を両舷に展張した。</p> <p>船長Bは、05時00分ごろ後部甲板に戻り、後部甲板に右舷船尾方を向いて立ち、B船が漂泊しているのを、他船が避けてくれるものと思い、ポンプを作動させたり、操舵室甲板下の物入れから操業用の道具を取り出したり操業の準備に専念して漂泊中、衝撃を感じ、右舷を上にした状態で左舷側に横倒しとなったB船から落水した。</p> <p>船長Bは、着用していた救命胴衣が邪魔なので脱ぎ捨ててB船の右舷側の舷縁に這い上がり、B船の船首部に着けたA船の乗組員によって前部甲板に引き揚げられた。</p> <p>船長Bは、05時55分ごろA船により尾鷲港に移送された後、救急車で病院に搬送され、全治約2週間の右大腿打撲症と診断された。</p> <p>B船は、その後転覆した状態となり、A船の僚船にえい航されてB船の係留地に戻り、後日、廃船処理とされた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、付図2 航行経路概略図(拡大)、写真1 A船全景、写真2 A船の損傷状況、写真3 B船全景、写真4 B船の転覆状況 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、漁場までの往航時、船長Aが、復航時、機関長Aが、それぞれ単独の船橋当直に当たることにしていた。</p> <p>機関長Aは、平成5年ごろ、A船の船舶所有会社に入社し、船団の所属船の甲板員及び機関長として乗り組んでいた。</p> <p>機関長Aは、B船を初認した後、B船の動きを確かめていなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、昭和58年ごろ父親が所有する本船に乗り組み、平成5年ごろから船長として乗船し、平成21年ごろから陸上の仕事の傍ら兼業で漁業を営み、毎年3～8月ごろまでの期間、週約2回けんけん漁に従事していた。</p> <p>船長Bは、漂泊中、操業の準備に専念しており、衝突するまでA船</p>

	<p>の動静を確かめていなかったと本事故後に思った。</p> <p>B船は、有効な音響を発する信号装置を備えていた。</p> <p>船長Bは、自動膨張式のベスト型救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、三木埼南東方沖を北東進中、機関長Aが、1号レーダーの映像を時折見て、前路に支障となる船はいないと思い、友人とスマートフォンでメッセージのやり取りを行っていたことから、船首方で漂流中のB船に気付かずに航行を続け、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、三木埼南東方沖で漂流中、船長Bが、操業の準備に専念して漂流を続けたことから、B船に向けて航行するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、B船が漂流しているので、他船が避けてくれると思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、日出前の薄明時、三木埼南東方沖において、A船が北東進中、B船が漂流中、機関長Aが、友人とスマートフォンでメッセージのやり取りを行っていたため、船首方で漂流中のB船に気付かずに航行を続け、また、船長Bが、操業の準備に専念して漂流を続けたため、B船に向けて航行するA船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当直者は、船橋当直中、見張りの妨げとなることを行わず、見張りを適切に行うこと。 ・目視と共に適切なレンジとしたレーダー等あらゆる手段を用いて見張りに当たること。 ・漂流中、周囲に認めた船に対する見張りを継続的に行うこと。

付図1 事故発生経過概略図



付図2 航行経路概略図（拡大）

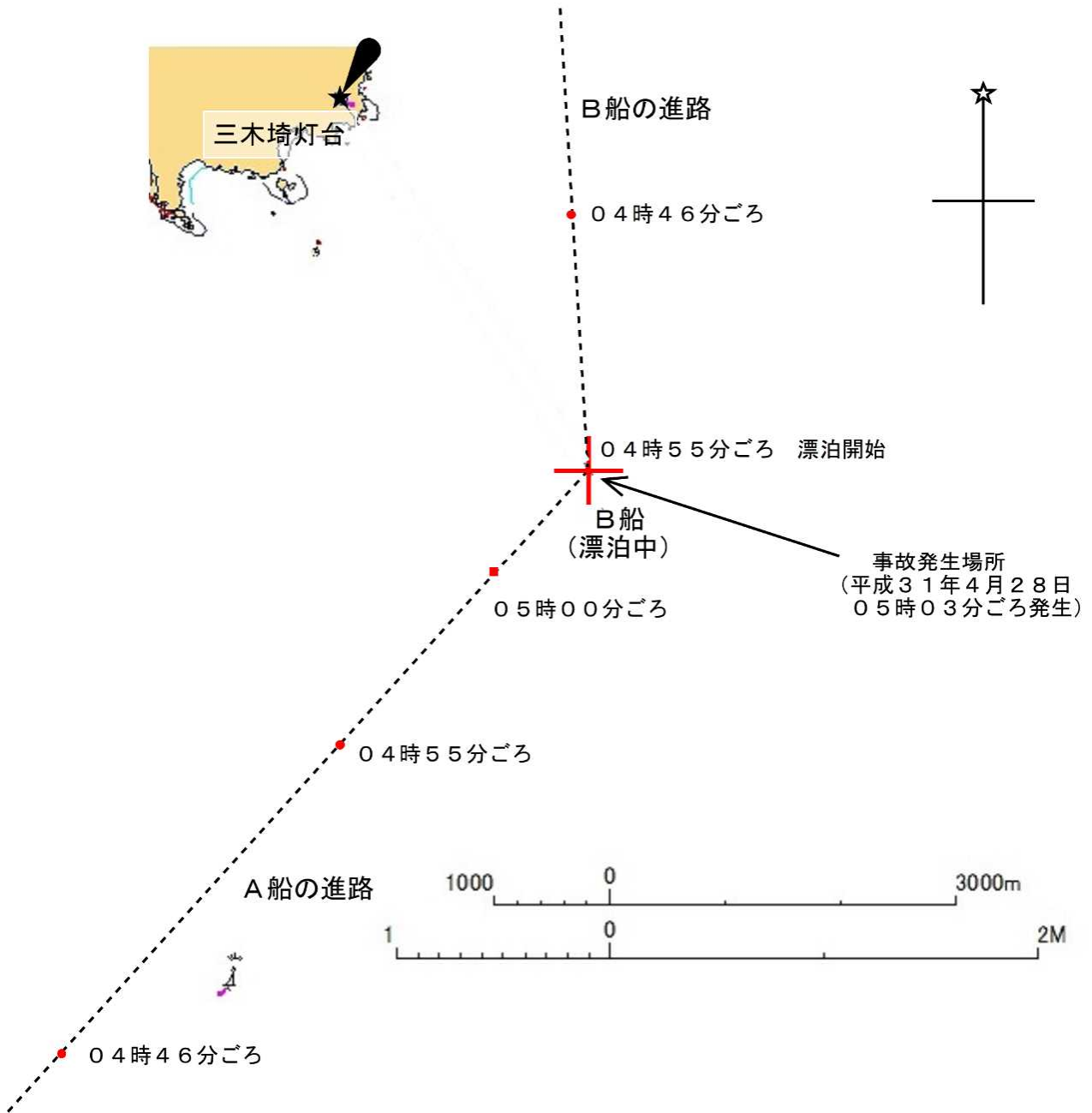


写真1 A船全景



写真2 A船の損傷状況



写真3 B船全景

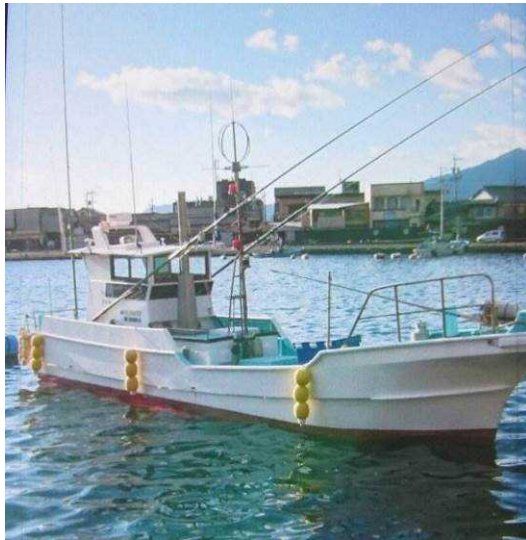


写真4 B船の転覆状況

